

要 望 書

令和5年10月

島根県市長会

県におかれましては、平素から都市行政の推進と本会の運営に對しまして、格別の御指導と御支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本会ではこのたび、県に對する要望事項を次のとおり取りまとめましたので、この実現について格別の御高配をいただきますようお願い申し上げます。

記

【重点項目】

1. 少子化対策について
2. 新型コロナウイルス感染症対策について
3. 地方創生に向けた取組について
4. 地方鉄道の維持確保について
5. 行政のデジタル化の推進について

【一般施策項目】

- I. 地方分権・地域振興等について
- II. 生活環境・医療・福祉対策の推進について
- III. 産業振興について
- IV. 都市基盤の整備について
- V. 教育施策の充実強化について

令和5年10月20日

島根県市長会

会長 久保田 章市

[重点項目]

1. 少子化対策について

少子化は、国の予想を上回るペースで進んでおり、今後の社会全体の根幹を揺るがしかねない危機的な状況である。

国においては、次元の異なる少子化対策に挑戦するとして、令和5年度に新たに子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を創設され、子ども・子育て支援施策に取り組む姿勢を示されている。さらに、6月には「こども未来戦略方針」を掲げ、その中で、児童手当の拡充や保育士の配置基準の改善などに取り組みられることとし、今後3年間の集中的な取組として「加速化プラン」を示されたところである。

「人口減少に打ち勝ち笑顔で暮らせる島根」を目指す「島根創生計画」においても、少子化対策は重要課題の一つであると認識しており、我々、子ども・子育て支援施策の多くを担う市町村としても、国、県と連携協力し、しっかりと役割を果たしていく所存である。

については、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心して子どもを産み育てることができる社会が実現するよう、次のとおり要望する。

(1) 子ども医療費については、少子化対策の重要な施策であることから、全国一律の制度創設を行うよう国に働きかけること。

一方、現在、県と市町村で連携して取り組んでいる子ども医療費助成について、対象年齢の範囲を拡大するなど、施策の充実に向けた検討を行うこと。

(2) しまね子育てトータル支援プランの着実な推進を図るとともに、第1子・第2子保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業、待機児童ゼロ化事業、及びしまね結婚・子育て市町村交付金事業について、制度の充実を図るとともに、市町村に超過負担が生じないよう十分な予算を確保すること。

(3) 放課後児童クラブ施設整備について、国に対し補助基準額の見直しを働きかけるとともに、県の補助制度の拡充を図ること。

(4) 企業における育児休業の取得促進に向け、経営基盤が脆弱な小規模企業における育児休業の実態や課題などを把握し、育児休業を取得しやすい環境の整備を市町村と一体となって取り組むこと。

- (5) 医療的ケア児の実態とニーズ把握に努め、医療型短期入所施設や日中の通所施設などの受入事業所を拡大するとともに、医療的ケア児を支援する看護師等の人材確保・育成の予算を拡充すること。
- (6) しまねすくすく子育て支援事業における「障がい児等保育対策事業」の対象者を拡大するとともに、受け入れ児童数に応じて補助金の算定をするなど、見直しを図ること。
- (7) 不妊・不育症治療に係る助成については、現在、県及び各市町村で助成制度が異なり、複雑である。支援を必要とする人が制度を適切に利用できるよう、県において各種制度の広報を強化すること。

2. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症について、政府は、本年5月から、感染症法上の分類を「2類相当」から変更し、「5類」に位置付けるとともに、感染拡大を防止するため、これまで講じてきたワクチン接種、医療費、病床確保等に係る公的支援について、一定の経過措置を設けながら、平時への移行を図っている。

また、県におかれても、引き続き、医療ひっ迫時の入院調整、高齢者施設等におけるクラスター対策や業務継続支援、健康相談等の対応を継続されている。

「5類」への引き下げに伴い、地域経済・社会の機能回復が進む一方、ウイルス自体は変異を続けており、今後も一定の感染が継続することが懸念され、特にワクチン接種や医療提供体制の確保等については、引き続き、感染状況に応じた臨機応変の対策が必要である。

については、次のとおり要望する。

(1) 感染状況に応じた対応について

- ① 感染の急拡大など状況の変化に機動的に対応するため、国が行うワクチン接種、医療費、病床確保及び高齢者施設等の感染対策に係る各種の経過措置については、感染者数や保健・医療体制等の状況を踏まえ、期間の延長や終了等を適切に判断するよう、また、令和6年度以降の支援継続についても、感染状況に応じ柔軟に対応するよう、国に働きかけること。
- ② 県におかれては、国及び市町村と緊密な連携を図り、医療ひっ迫時の入院調整、高齢者施設等への支援、健康相談等の各種の経過措置について、今後の感染状況や保健・医療体制等の状況に応じ、令和6年度以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に対応すること。

(2) 医療提供・感染予防体制について

- ① この間の新型コロナウイルス感染症への対応によって蓄積された知見や経験等を生かし、感染の再拡大や新たな感染症等が発生した場合にあっても、県において即応可能な体制を維持すること。
- ② 保健所は、感染症対策を始めとした公衆衛生の要であり、新たな変異株や感染症等の発生などにも平時から備える必要があることから、人員体制を含め、引き続き十分な機能確保を行うこと。

(3) ワクチン接種について

- ① 厚生労働省は、新型コロナウイルスのワクチン接種について、公費負担で行う予防接種法上の「臨時接種」の適用を令和6年3月まで1年間延長し、その後は、対象者から費用の一部徴収が可能な「定期接種」への移行を検討

するとした。自治体が円滑に接種体制を構築するためには十分な準備・周知期間、予算措置等が必要であり、将来的な「定期接種」への移行及びこれに伴うワクチン流通や財政支援等も含め、今後のワクチン接種事業の具体的な方針等を早期に示すよう、国に要望すること。

- ② 将来的に「定期接種」へ移行した場合についても、国において引き続き十分な予算措置を行うよう働きかけること。

(4) 地域経済対策について

疲弊した地域経済の回復には多くの時間を要することから、県においては、引き続き、消費・需要喚起に向けた取組を実施するとともに、必要な支援を継続すること。

3. 地方創生に向けた取組について

地方創生を実現するためには、国・都道府県・市町村等が様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要であることから、次のとおり要望する。

- (1) ポストコロナの日本社会を展望し、東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土づくりを加速化することが必要である。これまでの国の地方創生の施策は十分な成果があげられていないため、地方への新たな人の流れを作る政策の策定や企業の地方移転等につながる社会基盤の整備について国に対して強く要望すること。
- (2) 市町村が実施する移住・定住支援施策と相乗的に効果が発揮できるように、県として引き続きUIターンにつながる取組を推進するとともに、島根の魅力について効果的・戦略的な情報発信を行うこと。

4. 地方鉄道の維持確保について

地方の鉄道路線は、地域の日常生活を支え、地域間の人流・物流、産業や観光の活性に極めて重要な社会資本である。

しかしながらコロナ禍で業績が悪化していたＪＲ西日本は、令和３年よりダイヤ改正による大幅な減便を行い、更に、令和４年には路線別の収支・輸送密度等を公表した。

また、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき「再構築協議会」を設置し、地方鉄道の存廃なども含めた再構築方針を協議・作成する仕組みを設けるとした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和５年４月に成立し、１０月に施行されることとなった。

当該制度の運用等については、今後詳細が示されるものであるが、地方鉄道は、単なる移動手段に留まらず、駅前のまちづくりや観光資源として重要な役割を担っており、その存廃が経済性を中心に議論されることを危惧している。

については、地方鉄道の維持・確保に向け、以下のとおり要望する。

- (1) 国が「再構築協議会」を組織すると決定した場合においては、経済性に偏った議論がなされないよう配慮するとともに、再構築方針の作成にあたっては、地方鉄道に対し様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、国に働きかけること。
- (2) 島根県では、県鉄道整備連絡調整協議会において、沿線自治体や商工会議所などの関係者と共に、県内ＪＲ路線の利用促進等に向け議論されている。引き続き、県内の沿線自治体や関係機関と連携しながら、利用者増加につながる効果的な対策を検討するとともに、それに伴う必要な予算措置を講じ、着実に実施すること。
- (3) 鉄道事業者の届け出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、国が改めてその在り方を検証し、より地域の実情が反映されるよう手続きの見直しについて、国に働きかけること。

5. 行政のデジタル化の推進について

行政のデジタル化の推進について、国においては、令和7年度までに地方自治体の情報システム（基幹系システム）の標準化・共通化を図り、統一システムへの移行を目指しているところであるが、これらの基幹系システム以外にも、県内市町村においては、日常的な業務を独自システムにより行っているものもあり、今後の取扱いが課題となっている。

島根県におかれては、令和4年度よりデジタル戦略室を新設されたところであり、今後、県内自治体のデジタル化を牽引していただけるものと強く期待している。については、次のとおり要望する。

- (1) 県内の各自治体が個別に整備・運用する独自システムについても、全県統一仕様のシステムとして共同調達・共同運用へ向けた研究・検討の場を設けるなど、積極的に関与すること。

〔一般施策項目〕

I. 地方分権・地域振興等について

1. 公共交通事業者への支援について

公共交通事業者への支援について、次のとおり要望する。

- (1) 島根県生活交通確保対策交付金について、十分な予算を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症、燃料価格高騰等により影響を受けた交通事業者に対し、公共交通特別支援事業の継続支援等を行うこと。
- (3) 若年層、女性を含めた運転手の確保対策として、事業者が実施する労働条件改善への支援を行うこと。

2. JR木次線の利用促進対策等に対する継続支援について

全国的に鉄道を取り巻く環境は非常に厳しく、県内においても三江線が平成30年3月をもって廃止された。鉄道路線の存続は、沿線地域のみならず県東部圏域の衰退を防ぎ、地域振興に繋がるものであることから、平成28年の開業100周年、平成29年の全線開通80周年などの節目の年には、沿線自治体（雲南市、奥出雲町、松江市）及び関係団体で実行委員会を組織し、沿線住民や地域活動団体と連携して利用促進につながる各種事業を行ってきた。

平成30年以降は、こうした活動を発展させるための新たな組織「木次線利活用推進協議会」を立上げ、企画列車（女子旅、地酒、演劇など）の運行や既存列車を活用した観光モデルツアー（2次交通利用）、さらに令和3年度からは予算を大幅に拡充しており、本年度は、3名以上の団体で木次線を2区間以上乗車し、さらに貸切バスやタクシー、レンタサイクルを利用すれば、その経費についても半額助成を行うなど、沿線住民及び団体と共に利用促進に繋がる様々な取組を進めている。

については、次のとおり要望する。

- (1) 木次線の利用促進対策及び広域観光策に対する支援を継続すること。
- (2) 観光列車「あめつち」の木次線乗り入れに伴う活用促進に向けた協議や、JR西日本への要望等の働きかけを行うこと。

3. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた取組について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催について、次のとおり要望する。

- (1) 会場地市町村選定基準、業務分担・経費負担基本方針等を踏まえ、各市町村の状況にも配慮しながら、引き続き県と会場地市町村の具体的な業務や経費の分担、準備スケジュール等の策定を進めること。
- (2) 大会開催準備、大会運営にあたり、市町村に過度な負担が生じることが無いように配慮するとともに、方針や計画等の策定にあたって各市町村の意見を十分に聞いて反映させること。とりわけ競技力向上については、その役割分担を早急に明確化し、選手や指導者の育成を実施していくこと。
また、各市町村における開催準備に向け、大会運営等の専門的知見を有する者を派遣するなど、体制構築を支援すること。
- (3) 開催機運の醸成につながる取組を積極的に展開すること。

Ⅱ．生活環境・医療・福祉対策の推進について

1．海岸漂着及び漂流ごみ対策について

日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物を含む多量のごみがくり返し漂流・漂着しており、また、近年の豪雨による突発的な大量の漂着ごみが住民生活に影響を及ぼしているところである。

については、次のとおり要望する。

- (1) 「海岸漂着物処理推進法」第17条に基づき、県が管理する海岸については、漂着ごみの回収を責任もって対応すること。また、地域住民がボランティアで集めた漂着物についても、同様に対応すること。

2．脱炭素社会の実現に関する施策について

2050年にゼロカーボン社会を目指す国の動きにも呼応し、島根県においては2020年に脱炭素宣言をされ、県内各市においても、脱炭素に向けた動きを加速させている。

また、県においては、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が策定され、エネルギー供給源の多様化や自給率向上、地球温暖化の防止、地域資源の利活用による地域活性化等を目的として太陽光発電等の設備の導入を促進されている。

については、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり要望する。

- (1) 島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金について、電気料金などのエネルギー価格が高騰する中、再生可能エネルギー導入への関心が高まっており、また、設備の導入形態も多様化していることから、リースやP P A事業者による設置も対象とするなど、制度を拡充するとともに、十分な予算総額を確保すること。
- (2) 一般住宅の省エネ性能向上を一層促進するため、省エネ基準に応じた住宅整備に係る県独自の補助制度を創設すること。

3．水道事業、下水道事業（汚水）の広域化に向けた取組強化について

水道事業は人口減少の進展による水需要の減少、水道施設の老朽化による更新・耐震化需要の増大等、多くの課題を抱えている。こうした背景の中、市町村の水道事業は一層の経営効率化を図る必要があり、広域化についても最優先で検討していく必要があると考える。

このような中、平成31年1月の総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活

衛生・食品安全審議官通知に基づき、県が主体となって令和4年度に「島根県水道広域化推進プラン」が策定されたところである。

また、下水道をはじめとする汚水処理事業について、持続可能な事業運営を推進するため、同年度、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」が策定されたところである。

については、次のとおり要望する。

- (1) 「島根県水道広域化推進プラン」の策定に伴い、今後は島根県水道広域化推進協議会において経営統合等について議論することとなる。各事業体が経営統合に係る方針を決定するためには、住民の合意形成が不可欠であり、検討プロセスの透明化を図るとともに、方針決定に至るまでの具体的なロードマップを早急に示すこと。

また、プランを実行していく上では長い時間を要することから、県内の水道事業が将来にわたり健全な経営を維持するため、引き続き県がリードして市町村間の連携を図ること。

- (2) 「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」の推進に向け、「島根県水道広域化推進プラン」と整合を図りながら、引き続き、県内市町村の調整役・牽引役として支援すること。

4. 多文化共生の推進に対する取組について

島根県内においては外国人住民の数が増加傾向にあり、地方自治体には「多文化共生の推進」が求められている。

県においては、県立宍道高等学校での日本語指導が必要な生徒への学習環境整備、しまね多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置など、様々な取組が進められているが、より一層充実させることが必要である。

については、次のとおり要望する。

- (1) 県内各地のブラジル人の増加に対応するため、ブラジル人国際交流員の活用に加え、コミュニティ通訳のポルトガル語対応者の増員を図ること。また、市町村における通訳等配置にかかる経費の財源支援を行うこと。
- (2) 日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県内施設の多言語化や「やさしい日本語」の普及を図るとともに、県からの住民周知文書についても多言語化すること。併せて、日本で暮らす外国にルーツを持つ子どもたちの教育について、学習支援等の措置を講じること。
- (3) 災害時に外国人を支援する拠点である「島根県災害多言語支援センター」について、外国人住民及び外国人の受入れを行っている企業等に対し、十分な周知を行うこと。また、実際に同センターが設置されたときに適切な支援ができるように、日頃から市町村と連携した訓練や通訳ボランティア等の人

材確保に努めること。

- (4) 日本語指導が必要な外国にルーツのある子どもたちのために、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組みを整えるとともに、県立高等学校等の受入先の確保と入学後の支援体制を整備すること。

5. 地域医療確保対策の一層の推進について

医師等の全国的な不足や地域偏在の中で、県においては医師確保対策の取組を進められている。

については、地域医療の確保に向けて次のとおり要望する。

- (1) 令和5年度に改定される「島根県医師確保計画」においては、適格な現状分析を行い、県内東西地域で医師の偏在が著しく、特に県西部における医師確保が一層深刻な状況にあることなども踏まえ、医師不足の地域や診療科への誘導対策等について検討し、実施に必要な財源を確保すること。また、医師確保に苦慮する中小規模病院や、各圏域において特に不足する診療科については、各市の医師確保対策と連携し支援するとともに、圏域内の医療分担や県西部など広範なエリアを対象とする取組等についても検討すること。
- (2) 広域（医療圏）の拠点病院が高度医療・救急医療・周産期医療・小児医療を担うことができる体制を整備すること。
- (3) 自治医科大学及び島根大学地域卒業医師の更なる県内定着に向けての体制強化を図ること。特に、地域枠制度で入学した学生の義務履行に向けて確実に出身地で貢献できるよう支援すること。
- (4) 総合診療医の育成について、自治医科大学卒業医師の派遣先として研修医療機関を加えるとともに、地域の医療ニーズに対応するためにも県自ら総合診療医を育てる仕組みの更なる強化に努めること。
- (5) 市町村が県外大学との連携により取り組む医師の招へいについて、県においても積極的な情報発信を行うとともに、医師が医療機関や地域を視察する機会を設けるなど、一層の支援を行うこと。
- (6) 看護師や病院で勤務する薬剤師、医療スタッフ、助産師の養成、確保と地域偏在の解消に向けた取組を継続すること。
- (7) 小中学生に対する「地域医療教育推進事業」を継続実施するとともに、引き続き地域の実情に応じた財政措置を講じること。
- (8) 県西部における発達障がい児・者の医療体制について、中核を担っている西部島根医療福祉センターの医師確保、体制整備を支援すること。

6. 国民健康保険制度改革後の取組について

国民健康保険制度は、平成30年度からの都道府県単位化後も引き続き厳しい財政状況になると懸念される。

については、新国保制度の定着に向けて次のとおり要望する。

- (1) 国保運営の都道府県単位化による保険料水準の統一については、県内市町村の被保険者相互負担の公平に繋がるよう、速やかに県内統一に向けた協議を進め、島根県国民健康保険運営方針の改定時期である令和6年度までに具体的なスケジュールを決定し、実施すること。
- (2) 保険料水準の統一までの間、県は市町村と同じ保険者として、医療費統計や将来推計の情報共有、基金の効果的な活用についての協議等、各市町村と十分に連携を図ること。
- (3) 国保運営の都道府県単位化に伴い、納付金制度が導入されたが、今後、被保険者の保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を講じ、円滑な制度移行を図ること。
- (4) 制度改正に伴い市町村の事務負担が増大することが想定されるため、事務の効率化・標準化・広域化を目指し、市町村との調整を行うこと。
- (5) 令和4年度から全ての未就学児に係る均等割保険料(税)について、その5割を公費により軽減する制度が導入されたが、国の責任において財源を確保し更に対象年齢を拡充することを国に対して要望すること。

7. 高齢者に関する施策の充実について

高齢者に関する施策については、市町村における地域包括ケアシステムの構築や医療機関間の連携、在宅医療の推進等、県において各圏域における調整機能を十分に発揮する必要があることから、次のとおり要望する。

- (1) 介護人材確保のため、能力・資格・経験等に応じた処遇改善をより一層図るとともに、若年層を中心に介護の仕事に対するイメージアップのためのPRを行うこと。特に、保護者や学校(教員)の介護職の魅力ややりがいに対する理解を促進するとともに、介護福祉士養成校と教育現場(高校)との連携体制を整えること。
- (2) 介護従事者の負担軽減のため、介護ロボット等導入支援事業費補助金の補助限度額の引き上げを行うとともに、介護ロボット等の普及啓発を積極的に行うこと。

8. 障がい者に関する施策の充実について

地域生活支援事業は、国において必須事業を設けているなど、障がい者にとって極めて重要な支援内容が数多く含まれており、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つであることから、下記のとおり要望する。

- (1) 地域生活支援事業に関して地方財政に超過負担が生じないように、国に対して十分な財政措置を講じるように要望すること。

9. がん検診の受診率向上に向けた取組等について

がん検診の受診率向上と検診内容の充実を図るため、下記のとおり要望する。

- (1) 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がんの5つのがん検診において、県全体での検診体制の充実と読影体制の整備、精度管理の検証をすすめること。
- (2) 胃がん検診において内視鏡検査が対策型検診に位置付けられたことにより、県全体での胃内視鏡検査の実施及び読影等のためのネットワークを構築するとともに、ネットワークの運用等に係る経費について必要な財政措置を講じること。

Ⅲ. 産業振興について

1. 農業振興に関する施策の充実について

令和2年度から令和6年度を計画期間とする「島根県農林水産基本計画」について、次のとおり要望する。

- (1) 島根県内の中山間地域農業は、耕作条件の悪さや従事者の高齢化など共通の課題を抱えており、県が主体となりスマート農業技術による省力化・効率化に向けた試験研究・普及促進等に取り組むこと。また、実証試験や普及促進の実施に必要な人数の普及員を確保すること。
- (2) 水田園芸推進のための重点6品目を推進する際には、引き続き、経営の安定化に向けた販売対策に努めること。
- (3) ハウス等整備事業について、施設園芸に取り組む新規就農者が増加傾向にある中、今般の資材高騰による施設整備費の増加は就農者の大きな負担となっており、補助率の見直しを含め、十分な予算を確保すること。また、より多くの担い手の確保・育成に活用できるよう、地域の実情や市町村の振興方針に応じた柔軟な制度設計を可能とするなど、より使いやすい補助制度とすること。

2. 鳥獣被害防止対策について

本県各地において、イノシシ・シカ・ニホンザル・ツキノワグマなどの鳥獣による農作物等に係る被害が拡大し深刻な状況にあり、鳥獣被害防止対策事業は益々重要となっている。

については、次のとおり要望する。

- (1) 有害鳥獣の防除・駆除対策に係る県の組織体制の強化を図り、早期に効果の期待できる対策に向けての技術的な支援と財政措置を行うこと。
- (2) シカの移動防止対応策について、動向調査等により実態を把握し、早期に広域侵入防止対策を講じること。
- (3) 有害鳥獣駆除員の新たな担い手を確保するため、狩猟免許取得経費及び捕獲個体の運搬経費への助成など、駆除員の負担軽減のための支援を拡大するとともに、射撃操作に係る実技講習会の開催と射撃練習の経費支援を行うこと。
- (4) ツキノワグマの対応について、「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」の中で定める個体群管理において、年間除去頭数の上限目安値を見直し、イノシシ及びニホンジカ同様に管理計画に基づく数の調整による捕獲について導入を検討すること。

また、「ゾーニング管理」については、県、市町、関係機関、地域住民等の関係者が、各ゾーンの概念・施策への共通認識を図ること。同時に、山口県、広島県、島根県の3県で統一した除去の判断と運用が図られるように徹底すること。

- (5) 令和4年6月の中央環境審議会において、島根県、広島県、山口県におけるツキノワグマの狩猟禁止期間を令和9年9月14日まで延長する答申がなされたが、ツキノワグマの分布域の拡大に伴って、人とツキノワグマの軋轢が顕著にみられることから、島根県、広島県、山口県におけるツキノワグマの狩猟禁止措置を解除するよう環境省に働きかけること。

3. 継続的な観光消費喚起施策と広域観光の充実について

広域観光の推進による圏域への誘客と観光客の周遊による消費拡大は、重要な取組であり、島根県では「美肌県」や「ご縁の国しまね」をテーマにした観光PRキャンペーンについても取り組まれている。

については、次のとおり要望する。

- (1) 2025年大阪・関西万博を見据えた誘客キャンペーンなど効果的な施策を継続的に展開するとともに、関西・山陽方面からの誘客と県内周遊を促進するため、公共交通を利用する観光客の負担軽減に取り組むこと。
- (2) コロナ禍における入国制限が撤廃され、東京、京都などのいわゆるゴールデンルートを中心に多くの外国人観光客が日本を訪れている。島根県においても、このインバウンド需要を取り込めるよう、県内自治体や近隣県・地域と積極的に連携を図りながら、戦略的・継続的な情報発信と各種支援策を講じ、積極的な誘致活動に取り組むこと。
- (3) コロナ禍から回復しつつある観光需要を取り込むため、首都圏・関西圏はもとより、福岡・名古屋など、重要な地方都市間航空路線の就航地に対し、21世紀出雲空港整備利用促進協議会や市町村との連携を十分図った効果的なプロモーションや商品開発を推進し、搭乗率対策等に取り組むこと。
- (4) 国立公園満喫プロジェクトについては、大山隠岐国立公園を有する鳥取県や岡山県と連携し、県内の関係自治体のリーダーシップを取り、国立公園への観光客誘客を図ること。
- (5) 県が推進する「美肌県しまね」の取組において、引き続き県内各市の関連コンテンツの充実を図るとともに、インパクトのある情報発信や商品開発、ツアー造成等、観光消費拡大に向けた取組を一層強化すること。
- (6) 尾道松江線の無料区間との対比による浜田自動車道への影響を考慮し、広島県との広域連携を強化し、浜田自動車道を活用した誘客策に引き続き取り組むこと。また、山陰道の開通による島根県の周遊性の向上を積極的に情報発信し、県内各地域の観光施設等への誘客に取り組むこと。

(7) 萩・石見空港を利用した誘客を図るため、山口県との県境を越えた広域連携をさらに強化すること。また、広域を周遊できる観光コースやイベントの造成、2次交通の充実など利便性の向上に取り組むこと。

IV. 都市基盤の整備について

1. 山陰道の早期全線開通に向けた取組について

山陰道の早期全線開通に向けては、費用対効果以外の多面的な側面、例えば、医療資源の偏在解消や観光振興、企業誘致の推進や高速道路ネットワークの多重性確保の観点などからも、その果たす役割は極めて大きい。

県においては、これまでも、国に対する要望活動の実施など、市と一体となった取組を力強く推進されているところである。

については、次の事項が実現するよう引き続き県として取り組むことを要望する。

- (1) 事業中区分については、より一層の予算の重点配分を行い、早期完成を図ること。
- (2) 高速道路のストック効果に期待する企業の動きが促進され企業誘致を始めとする周辺の産業振興に繋がることから、開通予定年度を早期に公表すること。
- (3) 「益田～萩間」の未着手区分については、早期に計画段階評価の手続きに着手すること。山口県萩市に山陰西部国道事務所が開設されたことから、「益田～萩間」の開通に向けた取組を一層推進すること。
- (4) 県央地域から山陽を結ぶ高規格道路の建設実現を図るため、「高田・大田道路」の構想具体化に向け特段の配慮をすること。
- (5) 宍道湖・中海圏域を山陰道とともに8の字ルートで結ぶ高規格道路「境港出雲道路」の未着手区分について、国の直轄事業として整備されるよう、引き続き、国に対し積極的に働きかけを行うこと。

2. 萩・石見空港の路線維持に向けた取組について

萩・石見空港－東京線については、2往復運航継続のため、圏域の市町の政策連携による首都圏等との都市間交流や関係人口創出などの仕組みづくりを始めとし、地方への人の流れの拡大や持続可能な旅客需要の創出に取り組んでいる。とりわけ地方への人の流れを拡大し、都市部の働き方改革等の受け皿となる、ワーキングスペースの整備やワーケーション環境の充実なども進めている。

2往復運航を継続するためには、引き続き利用促進に取り組む必要があり、次のとおり要望する。

- (1) 県西部における地方創生を進める上で不可欠である高速交通網の確保のため、「羽田発着枠政策コンテスト」の継続実施を国に求めるなど、引き続き路線維持に向けた取組を圏域市町と連携して行うこと。

3. 出雲縁結び空港の利用者拡大及び利便性等の向上について

出雲縁結び空港は、100万人の利用実績を誇り、この圏域における産業振興、観光振興、文化交流等にとって極めて重要な役割を果たしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が大きく減少したが、令和4年度には82万人を超え、コロナ禍前の80%程度の水準にまで回復したところである。

については、出雲縁結び空港の利用者100万人の早期復活に向け、次のとおり要望する。

- (1) 航空路線の維持、拡充及び新規路線の開設を、航空会社に積極的に働きかけること。また、国に対し航空会社の運航に対する助成などの財政支援を求めるとともに、県においても必要な支援を行うこと。特に、フジドリームエアラインズについては、名古屋線の継続運航はもとより、令和6年1月からの運航休止が予定される静岡線、仙台線の早期復便に向けて積極的に取り組むこと。
- (2) 国際定期便の就航に向け、国際チャーター便が就航可能となるようCIQ体制の充実、空港施設の整備並びに海外の航空会社及び旅行会社への働きかけに引き続き取り組むこと。
- (3) 料金低廉化及びダイヤの見直し、その他利便性向上に繋がる対策について、航空会社に積極的に働きかけること。
- (4) 空港利用者の利便性向上のため、ターミナルビルの拡張、立体駐車場、風・雨・雪対策を含めた屋外通路の整備を行うこと。

4. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について

昭和48年に、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」の基本計画が閣議決定されたが、その後半世紀にわたってこの基本計画は進展していない。

整備計画路線が相次いで着工される中、基本計画路線の沿線地域においては、次期整備路線への格上げを見据えた動きが活発化している。また、国においては、平成29年度から「山陰新幹線」や「中国横断新幹線（伯備新幹線）」など全国の基本計画路線を含めた「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」が行われており、調査終了後には基本計画路線からの格上げに関する議論も始まるため、機運を醸成し、整備路線格上げに向けた取組を積極的に行う必要がある。

また、令和元年5月には中海・宍道湖・大山圏域において、中国横断新幹線の早期整備に向けた取組を行う「中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議」が設立されるなど、この圏域の自治体、経済界等が一体となり、新幹線実現を求める機運が非常に高まっている状況である。

については、次のとおり要望する。

- (1) 基本計画である山陰新幹線及び中国横断新幹線（伯備新幹線）を整備計画路線に格上げするため、既存組織である「山陰新幹線建設促進期成同盟会」、「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会・JR伯備線フリーゲージトレイン導入促進島根県期成同盟会」等を通じて、岡山県や鳥取県等と県レベルでの連携を図るとともに、国への要望活動等について県として積極的に取り組むこと。

5. 県管理河川の管理徹底と減災対策について

河川については、昨今の局地的な集中豪雨によりこれまでにない大きな被害を受ける事案が多くなっており、適正な維持管理が強く求められている。

については、次のとおり要望する。

- (1) 県の管理する河川について、堆積土砂・倒竹木・水草や藻・滞留したゴミ等の除去、堤防除草などの浄化事業等を行い、良好な河川環境の保全と河川機能の維持を一体的に図ること。
- (2) 河川法第59条の河川管理者の負担原則に則り、県管理河川の浄化事業を県の管理責任において直接実施するか、または費用の全額を負担すること。

6. 県境の道路整備について

圏域を構成する都市間を結ぶ道路は、沿線地域の住民生活の改善に大きく寄与するほか、様々な分野での広域連携を図るためにも、必要不可欠なインフラである。

については、次のとおり要望する。

- (1) 安来市・米子市間を結ぶ中海架橋実現に向け「中海架橋建設連絡協議会」を早期に開催し、鳥取県と協議・連携しながら検討を進めること。

7. 浜山公園施設の整備拡充及び宍道湖公園湖遊館施設の改修工事等に係る財政支援について

県立浜山公園施設は、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として重要な役割を担っており、2030年に島根県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開閉会式会場、陸上競技、高校野球硬式競技、柔道競技の会場になることが決定している。また、宍道湖公園湖遊館のスケートリンク施設は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根県の冬季スポーツ振興に欠かせない唯一の施設となっている。

については、島根県のスポーツ振興に欠かせない両施設の維持・充実を図るため、次のとおり要望する。

- (1) 浜山公園陸上競技場は、全国から多数の競技者が集まる大規模大会の開催会場であり、今後の施設整備にあたっては、各競技団体の意向を十分に踏まえ整備計画を検討・策定し、実施すること。
- (2) 浜山公園野球場の外野席を拡充すること。
- (3) 宍道湖公園湖遊館のスケートリンク施設改修工事について、島根県の冬季スポーツ振興の拠点施設として相応しい整備が実現するよう、補助制度を拡充するなど、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

8. 浜田港の整備について

浜田港は、発展著しいアジア地域との距離も近く、国際コンテナ貨物の取扱いなど、地域の経済活動を支える物流拠点として重要な役割を担っている。一方、浜田港の現在の岸壁では急速に大型化する貨物船への対応ができないことから、船社から大型コンテナ船の寄港も可能な岸壁の整備が求められている。

については、次のとおり要望する。

- (1) 港湾機能の強化を図るため、船舶等の大型化に対応した岸壁を早期に整備すること。

9. 自然災害対策について

近年、豪雨等の自然災害は激甚化しており、本年の梅雨期においても、島根県を含む全国各所に大きな被害をもたらしている。

特に、令和3年豪雨では県内各所で甚大な被害が生じ、未だに住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。地域と住民が日常の生活を取り戻すために、災害からの早期復旧を図るとともに、災害に強い県土づくりを進める必要があることから、次のとおり要望する。

- (1) 県道及び県河川などの被害に対して、災害復旧事業を着実に実施すること。特に住民生活に大きな影響がある通行止め区間の早期供用再開を図ること。
- (2) 豪雨災害で被災した多くの道路や河川等の公共土木施設、農地やため池等の農業用施設、治山施設、林道施設等の災害復旧事業に必要な財源及び予算を十分確保するように国に対して働きかけること。特に、江の川下流域では無堤防区間が数多く取り残されており、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも再び河川が氾濫し甚大な被害が生じたことか

ら、「江の川水系流域治水プロジェクト」に沿った治水対策を加速化させること。

- (3) 一般国道9号益田市神田町一津和野町枕瀬間は、連続雨量200mmによる事前通行規制区間があり、豪雨等自然災害に対し非常に脆弱である。県西部の物流等を支える主要幹線である当該区間の抜本的な道路改築について国等関係機関へ働きかけること。
- (4) 災害から身を守り安心安全な生活ができる県土づくりに関する予算を県として安定的に確保するとともに、国に対して国土強靱化と防災・減災対策の推進に係る十分な財政措置を継続的に行うよう要望すること。

V. 教育施策の充実強化について

1. 公立中学校等における部活動の地域移行について

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、これまで令和7年度末としていた地域移行の目標達成時期が見直され、国としては一律に定めず、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」との方針が示された。ガイドラインにおいては、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間とし、都道府県や市町村に推進計画等の策定による休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の推進を促している。

部活動の地域移行は、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するための一つの選択肢としては理解するが、様々な課題が整理されていない中、今後の動向を深く憂慮している。

については、以下の事項について国が措置を講じるよう、県からも必要な働きかけを行うこと。

- (1) 地域、教職員、生徒、保護者及びスポーツ団体・文化芸術団体など、関係方面の十分な理解と協力を得ること。
- (2) 地域移行への取組・進捗状況等によってスポーツや文化芸術に親しむ環境の整備に格差が生じることがないように、具体的かつ段階的な方策を明確に示すこと。
- (3) 財政負担のスキームを明確にするとともに、経済的な理由で生徒が活動機会を失うことのないよう、必要な措置を講じること。
- (4) 受け皿となる団体等の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。
- (5) 専門性や資質を有する指導者等の人材確保が図られるよう、必要な措置を講じること。

2. 教育活動の充実に向けた取組の強化について

教育活動の充実に向けた取組について、次のとおり要望する。

- (1) 児童生徒の不登校や問題行動等に対応するための教職員等の配置を充実させ、課題解決のため取り組む市を支援すること。
- (2) 小学校における外国語教育に係る専科指導教員として相応しいと考える要件を県として定めるとともに、配置後に適切な指導や研修の機会を設けること。

- (3) 教職員の配置について、欠員を生じさせないために必要な人員を確保すること。また、正規の教員定数の確保を前提とし、教員の負担軽減と児童生徒の学力育成に向け、学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）について、必要な財政措置を行うこと。
- (4) 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、部活動指導に伴う負担を軽減する部活動指導員・地域指導者の配置を充実させること。
- (5) 「学校司書等による学びのサポート事業」については、補助金交付額が補助率（2分の1）を下回ることはないよう十分な予算措置を講じること。
- (6) 少人数学級については、引き続きその推進を図るよう国に対し要望するとともに、少人数学級について国の制度変更に伴う対応を行う場合は、学力向上や生徒指導などに影響が生じないように、実態に最大限配慮した措置を行うなど、格別の対策を講じること。
- (7) 教育のICT化を進めるために、小中義務教育学校の教職員及び教職をめざす学生がICTを活用して指導を行う資質・能力が身につくよう、指導力向上に向けた取組の推進を図ること。
- (8) GIGAスクール構想の推進のため、導入した端末等の修理及び更新に係る財政支援を行うとともに、県内市町村の取組の一体的な進展のために必要な支援体制を構築すること。

3. 特別支援教育の充実について

特別支援教育の一層の充実を図るため、次のとおり要望する。

- (1) 「にこにこサポート事業」について、にこにこサポートティーチャーの増員及び必要とする全ての学校への配置など、市町村の実情に応じた柔軟な配置に努めるとともに、年間勤務時間を増やすこと。また、対象を中学校へも拡大すること。
- (2) 「小・中学校の通級指導」について、今後、対象となる児童生徒の増加が見込まれることもあり、通級指導教員の増員配置並びに通級指導教室の増室のための財政支援を行うこと。
- (3) 特別支援学校での就学を希望する児童生徒の全てが、希望する学校に就学でき必要な教育が受けられるよう、スクールバスの運行を拡充するとともに他に交通手段が無い場合にはタクシー利用についても就学奨励費の対象とするなど、通学に係る費用の支援を拡充すること。
- (4) 特別支援学校への通学支援について、保護者等の経済的負担軽減のため、市が実施する助成金事業に対する財政的支援を行うこと。